

大分大学理工学部先端技術・GX研究センター規程

令和6年3月6日制定
令和6年理工学部規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）のグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）実現の地域拠点として、カーボンニュートラル、省エネルギー等に関する研究の展開を図り、持続可能な社会の実現を目指すとともに、イノベーション創出に向けた学内外との連携及び地域貢献に寄与するために設置する大分大学理工学部先端技術・GX研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) GX実現に関わる研究及び技術開発に関すること。
- (2) GX実現に関わる学内外との連携及び地域貢献に関すること。
- (3) センターの運営に関すること。
- (4) センターの事業の推進に関すること。
- (5) その他先端技術・GX研究センターの組織及び運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2人
 - (3) センター教員 若干人
 - (4) その他センター長が必要と認める職員
- 2 前項第4号の委員は、センター長が指名する。
 - 3 前項の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第4条 センター長は、本学部の教授のうちから、大分大学理工学部企画運営会議の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 副センター長は、本学部の教員のうちから、第7条に規定する大分大学理工学部先端技術・GX研究センター運営委員会の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、その職務を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター教員)

第6条 センター教員は、本学部の教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学部長が指名する。

- 2 センター教員は、第2条に規定する業務を行うとともに、センターの管理運営上の調整を行

う。

3 センター教員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学理工学部先端技術・GX研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第8条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) GXコア部門

(2) 地域環境化学研究部門

(3) 都市・地域環境研究部門

(4) 地域連携・DX推進部門

2 前項各号の部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。